

小中一貫教育保護者説明会を開催しました

少子化等に伴って必要となった、学校が持つ『子どもたちの社会性の育成機能』の強化を実現するため、また、中学校進学後の『中一ギャップ』（不登校、いじめ、暴力行為等の増加）などの課題を解決するために、加東市は、新たな教育のかたちとして、小中一貫教育を推進します。

義務教育9年間で系統性・連続性のある教育活動ができることなど、様々な効果を持つ小中一貫教育について、加東市教育委員会では、幼稚園・保育園や小・中学校の保護者の方々を対象に、市立の各小学校校区単位で説明会を開催しました。

今月号では、説明会に参加されたみなさんからいただいた主なご意見・ご質問と、教育委員会の考え方をご紹介いたします。

問い合わせ 教育委員会教育総務課(庁舎4階) ☎ 43-0540

Q 現在の小・中学校の卒業式や運動会など、学校行事はどうなるのか。

入学式は1年生(小学1年生)、卒業式は9年生(中学3年生)となりますが、小学校課程が修了した段階で修了式を行うなど、子どもたちが成長するうえでの区切りとなる機会を設けることは可能です。

運動会は『4年生(小学4年生)までで行う』、『現在の小・中の年齢区分それぞれで行う』、『全校で行う』など、いろいろなパターンが考えられます。また、行事の目的により、区分を分けることも可能です。

行事の具体的な内容については、子どもたちへの教育効果を最優先にしたうえで、今後、保護者や地域の方々のご意見をいただきながら決定していくことになります。



Q 部活動には小学生から参加できるのか。

保護者のみなさんと協議をしたうえでのことになります。例えば、9年生(中学3年生)が引退した後に、6年生(小学6年生)が体験入部するといったことも可能です。ただし、大会出場については、中学校体育連盟等の規定などにより、7年生(中学1年生)からになります。



Q 通学距離が長くなると思われるが、通学方法や安全の確保はどうなるのか。

通学距離は、小学校では4km、中学校では6km以内が基準となっていますが、これまでよりも通学距離が長くなりますので、コミュニティバスまたはスクールバスなど安全・安心な通学手段を確保いたします。

Q 中学生は自転車通学なのか。

中学生は基本的には自転車通学を考えていますが、安全面を考慮して、通学距離が基準より短い場合などについても、柔軟に対応したいと考えています。

Q 小学生は今までどおり私服でよいのか。

制服の導入はこれまでどおり7年生(中学1年生)からと考えています。

Q 一緒にいることで、小学生が中学生から悪影響を受けることは考えられないのか。

先進校からは、行事や掃除などで意図的に異学年交流を行い、日常的に行動を共にすること、小学生が中学生を慕い、中学生は小学生をかわいがるなど優しい生徒になり、問題行動が抑制される、また、部活動などを毎日目にする中で、中学生への憧れや、中

学生の自尊感情が培われるなどの事例をお伺いしています。

Q 少人数を理由にした統合は、小規模校のよさをなくすことになるのではないのか。

個別指導などでは小規模校のよさもありますが、集団スポーツ等、小規模校ではできないこともあります。

また、社会性を育成するためには、ある程度の人数が必要で、各々校間のバランスも重要です。個別指導という観点では、現在も小学5・6年生で少人数指導に取り組んでおり、一貫教育においても同様に少人数指導を実施していくことになると考えています。

Q 地域と合同の運動会など、小規模校ならではの教育は必要ではないのか。

これまでの学校教育と同様に、小中一貫教育が成果を上げるためには、保護者や地域の方々のご理解やご協力が不

Q 小中一貫教育開始時の子どもたちへの影響を減らす対策は考えられているのか。

移行期間を設けてカリキュラムを調整し、小・中学校の交流を密にするなど、できる限り子どもたちへの影響が出ないように対応します。



説明会では、このほかにもたくさんのご意見・ご質問をいただきました。これから小中一貫教育に関する不明点、ご質問等がございましたら、教育委員会までご連絡ください。

加東市手話言語条例施行と手話講座開催のお知らせ

加東市手話言語条例は、聴覚に障がいを持たれた方々が守り伝えてきた大切な「手話」を言語として認定し、手話と聴覚障がいについての理解を深め、手話の使いやすい環境をつくり、共に暮らす地域社会の実現を目指す条例です。

手話言語条例の施行に伴い、これまでに実施してきた手話奉仕員入門講座に加え、初めて手話に触れる方向けのミニ講座、手話奉仕員養成講座(入門講座)を修了した方を対象とした基礎講座など、様々な内容の手話講座を開催します。



初心者向け講座

ミニ講座

回数 3回程度
開始時期 7月頃

かとう手話つ子講座

回数 10回程度
開始時期 8月頃

※ご要望があれば、出張講座をいたします。

手話奉仕員養成講座

入門講座

日時 10月20日(火) 19時～21時
平成28年3月15日(火) 19時～21時
毎週火曜日
場所 社福祉センター

受講料

無料
定員 20人

基礎講座

回数 全25回
開始時期 5月13日(水)から
毎週水曜日 10時～12時
場所 社福祉センター

受講料

無料
※教本購入費用が必要
申込期限 5月1日(金)

定員

20人
申込方法 申込書に必要事項をご記入のうえ、持参またはFAXで提出してください。

申込書は社会福祉課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ

福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎ 43-0409 FAX 42-6862

なぜなに？加東

このコーナーは、市の制度や仕組み、また、みなさまの疑問をできるだけわかりやすく解説するコーナーです。

今回の疑問 ケーブルテレビ・イオ光へのサービス移行について

わたしがお答えします！
協働部秘書広報課(地域情報センター) 花野 圭 佑

地域情報センターから封筒が届いたけど、何をすればいいの？

1月から2月にかけて、地域情報センターから市ケーブルテレビにご加入のみなさんへお送りした封筒は、市ケーブルテレビから「イオ光」への移行手続きに関するご案内です。

市ケーブルテレビによるテレビ放送は平成29年3月31日に、インターネット接続は平成28年3月31日にサービスを終了します。引き続き同様のサービスを受けていただくには、「イオ光」への移行手続き

きをしていただく必要があります。

手続きは、地域情報センターなどで開設している移行窓口でしていただけます。窓口の開設日は16ページ下部をご覧ください。また、ご自宅への訪問もさせていただきます。ご希望の方は地域情報センターまでご連絡ください。

このまま手続きをしなければ、どうなるの？

イオ光への移行手続きを済ませないまま、各サービスの事業終了を迎えてしまうと、テレビの場合、ご自宅アンテナを上げている方、または、他社のテレビ放送サービスを受けられている方以外は全く映らない状態になります。平成28年3月31日までの移行推進期間中に、移行手続きを済まされますようお願いいたします。

ご注意ください

多重請求を防ぐため、市のケーブルテレビ以外のテレビ放送サービスに移行された方は、地域情報センターまで必ずご連絡ください。

問い合わせ 協働部秘書広報課(地域情報センター) ☎ 42-8330